

「2011年東京都ベンチャー技術大賞」募集要項

平成23年4月

1 趣旨

「東京都ベンチャー技術大賞」は、ベンチャースピリットに富む中小企業が開発した、革新的で将来性のある製品・技術を表彰することにより、東京の産業の活性化と雇用の創出を図ることを目的とした制度です。

2 募集内容

次の条件を満たす製品または技術とします。

- (1) 製品・技術の開発が終了し、平成23年7月1日までに日本国で販売または提供されている製品・技術であること。
- (2) 商品化から5年未満（平成18年7月1日以降）の製品・技術であること。

3 応募資格

応募資格は、次の条件をすべて満たす都内の中小企業者です。

- (1) 都内に主たる事業所を有し事業を営む中小企業または個人事業主
- (2) 応募技術・製品についての技術上・製造上の責任を負うことのできるもの
- (3) 次に掲げる除外事由に該当しないもの
 - ① 過去5年の間に公害事犯等法令に違反した事実のある企業等
 - ② その他当該事業の実施により生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障をきたすおそれのあるもの

※ 中小企業とは、中小企業基本法に定めのある中小企業で未上場かつ大企業の出資比率が50%以下の企業です。

※ 「主たる事業所」とは、具体的には次のいずれかの場合です。

- ・本店所在地が都内に登記されていて、事業活動を行っていること。
- ・上記以外の場合、法人事業税において、都内の事業所等における分割基準の割合が最も高いこと。
- ・個人事業主の場合は、確定申告書や住民票記載事項証明書により都内に主たる事業所を有すると認められるもの。

4 東京都ベンチャー技術大賞

各賞は次のとおりです。

- (1) 大賞・・・賞及び賞金300万円（1企業）
- (2) 優秀賞・・・賞及び賞金150万円（2企業程度）
- (3) 奨励賞・・・賞及び賞金100万円（3企業程度）

※なお、これ以外に特別賞（賞金50万円）を設ける場合もあります。

5 審査

審査は、技術の専門家や有識者等からなる審査委員によって審査会を組織し、審査基準に基づいて行います。

(1) 審査基準

審査基準は、「新規性・創造性」「技術的完成度」「独自性」「市場性」「成長性」について、極めて高い水準にあると判断されるものを受賞の対象とします。

①新規性・創造性

創造的なアイデアに富んだ新しい製品・技術開発であるか

- ・従来にない技術的要素があり、新規性に富んでいる
- ・業界等において既に普及しているものではない
- ・高度な技術を活用している
- ・創造的なアイデアに富んでいる

②技術的完成度

完成度の高い製品・技術開発であるか

- ・品質・性能において従来のもものと比較して優秀である
- ・技術的な波及効果が期待できる
- ・安全性・安定度・信頼性が高い
- ・使用環境への配慮が行き届いている

③独自性

自社で開発した製品・技術であるか

自社の製品・技術として独占的に活用しているか（知的財産権の活用等）

④市場性

市場性の高い製品・技術開発であるか

- ・社会のニーズに込えている
- ・価値に見合う価格である
- ・量産に適している
- ・経済的効果が期待できる

⑤成長性

応募製品・技術開発により事業や雇用が拡大できるか

地域の産業の発展を導いているか

(2) 審査方法

①一次審査（書類審査）

応募されたすべての製品・技術について、応募時に提出していただく資料によって審査委員長及び試験研究機関等による一次審査を行います。

②二次審査（部門別審査）

一次審査を通過した製品・技術について面接により部門別の二次審査を行います。

ア 二次審査を行う前に、以下の資料の写しを提出いただく場合があります。

- ・法人事業税に関する書類
「確定申告書」（第6号様式）
「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式） 等

(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index-z.htm>)

- ・その他 事業所等の所在地確認書類など
- イ 技術の応募や大型製品などで製品の搬入が不可能な場合は、製品に代え写真（サイズ自由）、および製品・技術の特徴をわかりやすく示す資料を提出してください。
- ウ 審査補足資料として、品質、性能、安全性などに関する試験成績書や取扱説明書、使用環境、稼働状態などを示す資料などを求める場合があります。
- エ 審査会場へ製品等を宅配便などで送りつけることはできません。
- オ 二次審査の結果、必要に応じて知的財産権の確認や、本社や製造工場等への企業訪問を行う場合があります。

③三次審査（大賞審査）

二次審査を通過した製品・技術について、審査委員長と各部門委員長で構成するベンチャー大賞審査会が審査を行い、受賞候補を決定します。審査会は非公開です。

④東京都ベンチャー技術大賞決定

三次審査で受賞候補となった製品・技術の中から、大賞審査会の報告を踏まえ、東京都知事が《2011年東京都ベンチャー技術大賞》を決定します。

⑤審査結果

各審査会終了後、順次通知する予定です。

6 表彰式（予定）

2011年東京都ベンチャー技術大賞等の発表は、『産業交流展2011』会場で行う予定です。また、表彰式では会場内特設ステージで東京都知事から表彰状及び副賞の贈呈を行います。

表彰式のご連絡は、最終結果を応募者に通知する際に、あわせて送付します。

月 日：平成23年10月26日（水）（予定）

会 場：『産業交流展2011』（東京ビッグサイト・江東区有明3丁目）

7 広報活動等

（1） 展示会の開催

二次審査を通過した技術・製品は、東京ビッグサイトで開催される「産業交流展2011」において公開されます。10月26日から10月28日の3日間、小間料は東京都負担で、ブースを設け応募者に出展いただきます。

交流展における展示は、二次審査を通過した製品・技術のうち、応募者の承諾を得たものだけに限ります。

（2） 製品・技術情報の取り扱い

二次審査を通過した技術・製品については、応募用紙に記載されている情報を、表彰式や報告書などの公表用データとして使用します。応募時以降に応募用紙の記載事項について変更が生じた場合は、速やかに「記載変更届」を提出して下さい。

なお、受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その製品・技術の情報が一般に公開されます。

(3) パンフレットの発刊

すべての受賞製品・技術をまとめたパンフレットを発刊する予定です。
受賞した製品・技術については掲載に必要な写真と原稿の提出をお願いします。

(4) その他広報活動

東京都産業労働局ホームページ (<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>) で表彰式の模様とすべての受賞企業名・製品名等を公開します。
また、東京都の主催する展示会などでの広報を行います。

8 受付方法

(1) 応募締切

平成23年5月27日(金)17時必着 受付は、平日9時～12時、13時～17時の間

(2) 提出方法

持参または郵送、宅配便等(応募締切日までに必着)

(3) 必要な書類

①応募用紙 ※代表者印を必ずご捺印ください。	<u>3部</u> (正本1部、写2部)
②履歴事項全部証明書 (個人事業主の方は「確定申告書」の写しと「住民票記載事項証明書」)	<u>3部</u> (正本1部、写2部)
③最近2営業期間の損益計算書と貸借対照表 ※無い場合は、事業内容と事業用資産の概要を記載した書類 ※3部のうち2部は、複写でも結構です。	<u>各3部</u>
④技術・製品のカタログ・パンフレット ※作成していなければ提出不要 ※3部のうち2部は、複写でも結構です。ただし、カラーの資料がある場合は、可能な限りカラーで複写のうえ添付してください。	<u>各3部</u>
⑤知的財産に関する書類の写し (出願明細書、公開公報、実施許諾契約書 等)	<u>各3部</u>

※提出された書類等は返却いたしません。

※全ての書類は、原則A4サイズで提出願います

(4) 提出先

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 創業支援係「東京都ベンチャー技術大賞事務局」
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁第一本庁舎30階中央
【最寄駅】 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、JR「新宿駅」ほか

(5) 注意事項

- ①応募製品・技術についての技術上・製造上の責任を負うことのできる中小企業者による応募とします。
- ②応募には所定の応募用紙をお使いください。産業労働局ホームページよりダウンロードできます。

URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/venture/venture.html>)

- ③応募用紙は、所定の用紙に準じてパソコン等を用いて作成していただいても結構です。

(6) その他

①特許権などの取り扱い

特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、応募者が負うものとします。また、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合には、その受賞を取り消す場合があります。

②書類不備の取り扱い

書類に不備がある場合は、再提出を求めることがあります。また、指定期間内に書類が整備されない場合には無効となります。

③申込み情報の取り扱い

- ・都が行う各種事業のご案内送付やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ・上記業務以外での第三者への情報提供は行いません。

9 2011年開催スケジュール（予定）

応募受付期間	4月18日（月）～5月27日（金）
一次審査（技術審査）	6月上旬～6月下旬
二次審査（部門別審査）	7月中旬頃
企業訪問等	7月下旬～8月上旬頃
三次審査（大賞審査）	8月下旬頃
大賞決定	9月下旬頃
表彰式	10月26日（水）（予定）

10 受賞者に対する支援

- (1) 都の制度融資「産業力強化融資（チャレンジ）」に申込みをすることができます。
(ただし、保証協会の審査があり、融資を受けられない場合もあります。)
- (2) 二次審査を通過した技術・製品については、東京ビックサイトで開催される「産業交流展2011」に小間料東京都負担でブースを設け、PRを行っていただきます。
- (3) 産業労働局ホームページ等で受賞製品を紹介するほか、パンフレットを作成し、関係団体等に配布します。
- (4) 販路拡大を目指す企業者の方々には、ビジネスナビゲーターへの紹介を行います。
また、トライアル発注認定制度や市場開拓助成事業への紹介を行います。
- (5) その他、公益財団法人東京都中小企業振興公社等の各種施策を通じて、経営及び技術面でのアドバイス、マーケティング支援を行います。

11 事務局

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 創業支援係「東京都ベンチャー技術大賞事務局」

住 所 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁 第一本庁舎 30階中央

電 話 (03) 5320-4763

FAX (03) 5388-1462

URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

E-mail S0000474@section.metro.tokyo.jp (00部分は数字)